

号外第2（令和2年3月3日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

	頁
〔条例〕	
△ 横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例【都市整備局IR推進課】	2
△ 横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例【健康福祉局企画課】	3
△ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財政課】	5
△ 横浜市印鑑条例の一部を改正する条例【市民局窓口サービス課】	12
△ 横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例【文化観光局文化振興課】	13
△ 横浜市保育所条例の一部を改正する条例【こども青少年局保育・教育運営課】	15
△ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局こども施設整備課】	17
△ 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局こども施設整備課】	18
△ 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局こども施設整備課】	19
△ 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局こども施設整備課】	20
△ 横浜市福祉授産所条例の一部を改正する条例【健康福祉局障害支援課】	23
△ 横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部を改正する条例【健康福祉局障害支援課】	24
△ 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局動物愛護センター】	25
△ 横浜市スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例【健康福祉局保健事業課】	26
△ 横浜市建築基準条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	27
△ 横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業施行条例及び横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例【都市整備局市街地整備調整課】	28
△ 横浜市会委員会条例の一部を改正する条例【議会局議事課】	29

条 例

横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第1号

横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例

(設置)

第1条 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「法」という。）第5条第2項第3号の設置運営事業者等を選定する等のため、市長の附属機関として、横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 法第6条第1項の規定により定める実施方針のうち同条第2項第4号に掲げる事項に関すること。
- (2) 法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関すること

- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、市長が任命する委員7人以内をもって組織する。

2 市長は、委員会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、法第9条第10項に規定する政令で定める期間の末日限り、その効力を失う。

横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第2号

横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例

横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

<p>横浜市社会福祉法人施設審査会</p>	<p>社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）の設立認可、同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）を除く。） 、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所その他市長が定める施設の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務</p>	<p>7人以内</p>
<p>横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会</p>	<p>高齢者、障害者及び障害児、児童並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者に対する福祉サービスの第三者評価の仕組み、手法、評価基準その他当該評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務</p>	<p>20人以内</p>

」

を

「

<p>横浜市社会福祉法人施設審査会</p>	<p>社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）の設立認可、同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（児童福祉施設</p>	<p>7人以内</p>
-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	-------------

	<p>(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)を除く。)</p> <p>、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所その他市長が定める施設の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務</p>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

」

に、「第6条の11第1項」を「第6条の13第1項」に改める。

附 則

この条例中、別表の改正規定(「第6条の11第1項」を「第6条の13第1項」に改める部分に限る。)は公布の日から、同表の改正規定(「第6条の11第1項」を「第6条の13第1項」に改める部分を除く。)は令和2年4月1日から施行する。

横浜市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第3号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第76号中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同条第77号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同条第136号中「第139号の23」の次に「及び第139号の23の2」を加え、同条第136号の2中「、第139号の24」の次に「、第139号の26、第139号の29」を加え、同条第139号の9ア中「次号」の次に「、第139号の24」を加え、同条第139号の17ウ(イ)中「住宅部分をいう。」の次に「第139号の26、第139号の29及び第139号の31において同じ。」を加え、同条第139号の18ウ(イ)のa以外の部分中「共用部分」の次に「（当該住宅の設計一次エネルギー消費量（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省、国土交通省、環境省告示第119号。以下この号及び第139号の21において「基準告示」という。）Iの第2の2の2—1の設計一次エネルギー消費量をいう。以下この号及び第139号の21において同じ。）を基準告示Iの第2の2の2—3(2)イに定める方法により算出したものに限る。）」を加え、同号ウ中(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 共用部分（当該住宅の設計一次エネルギー消費量を基準告示Iの第2の2の2—3(2)イに定める方法により算出したものを除く。）

a 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

9,600 円

b 同

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。

27,000 円

c 同

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。

81,000 円

d 同
 5,000 平方メートル
 以上 10,000 平方メートル
 未満のとき。 130,000 円

e 同
 10,000 平方メートル
 以上 25,000 平方メートル
 未満のとき。 160,000 円

f 同
 25,000 平方メートル
 以上のとき。 200,000 円

第2条第139号の21ウ(イ)中「既に」の次に「当該住宅の設計一次エネルギー消費量を基準告示Iの第2の2の2-3(2)イに定める方法により算出して」を、「受けた部分」の次に「で当該算出の方法を変更しないもの」を加え、同号ウ(オ)中「(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)」を「(ア)から(オ)まで」に改め、同号ウ中(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 共用部分（既に当該認定を受けた部分で変更後の当該住宅の設計一次エネルギー消費量を基準告示Iの第2の2の2-3(2)ロに定める方法により算出したものに限る。）

a 当該共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 4,800 円

b 同
 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 13,500 円

c 同
 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 40,500 円

d 同
 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 65,000 円

e 同

10,000 平方メー
トル以上 25,000 平方メー
トル未満のとき。 80,000 円

f 同

25,000 平方メー
トル以上のとき。 100,000 円

第2条第139号の23中「建築物」の次に「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（同法第29条第3項の他の建築物をいう。次号、第139号の26の2、第139号の27、第139号の29の2及び第139号の30において同じ。）を除く。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(139)の23の2 省エネ適合判定の判定手数料は、1件につき当該判定に係る建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物に限る。）の非住宅部分の床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき

81,000 円

イ 同

5,000 平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき

130,000 円

ウ 同

10,000 平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき

160,000 円

エ 同

25,000 平方メートル以上のとき。

200,000 円

第2条第139号の24中「向上させる変更」の次に「又は省エネ適合審査を必要としない変更」を加え、同条第139号の26ウ(イ)のa以外の部分中「共用部分」の次に「（当該住宅部分の設計一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの設計一次エネルギー

消費量をいう。以下この号、第139号の29及び第139号の31において同じ。)を基準省令第4条第3項第1号の数値としたものに限る。)を加え、同号ウ中(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

- (ウ) 共用部分（当該住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第1号の数値としたものを除く。）
 - a 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 9,600 円
 - b 同
 - 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 27,000 円
 - c 同
 - 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 81,000 円
 - d 同
 - 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 130,000 円
 - e 同
 - 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 160,000 円
 - f 同
 - 25,000平方メートル以上のとき。 200,000 円

第2条第139号の26の2中「（同法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。次号、第139号の29の2及び第139号の30において同じ。）」を削り、同号エ中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同条第139号の29ウ(イ)中「既に」の次に「当該住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第1号の数値として」を、「受けた部分」の次に「で当該算出の方法を変更しないもの」を加え、同号ウ(オ)中「(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)」を「(ア)から(オ)まで」に改め、同号ウ中(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

- (ウ) 共用部分（既に当該認定を受けた部分で変更後の当

該住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第2号の数値としたものに限る。)

- a 当該共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 4,800 円
- b 同
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 13,500 円
- c 同
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 40,500 円
- d 同
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 65,000 円
- e 同
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 80,000 円
- f 同
25,000平方メートル以上のとき。 100,000 円

第2条第139号の29の2エ中「(オ)」を「(カ)」に改め、同条第139号の31ア中「第1条第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(1)又はロ(1)」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号イ中「第1条第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(1)又はロ(1)」に、「に限る」を「を除く」に改め、同号ウ(ア)中「全て」を「一以上」に、「第1条第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(1)又はロ(1)」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号ウ(イ)中「全て」を「一以上」に、「第1条第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(1)又はロ(1)」に、「に限る」を「を除く」に改め、同号ウ(ウ)のa以外の部分中「共用部分」の次に「(当該評価方法が基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準による評価方法で、かつ、当該住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第1号の数値としたものに限る。)」を加え、同号ウ(オ)中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、同号ウ中(オ)を(カ)とし

、同号ウ(エ)中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、同号ウ中(エ)を(オ)とし、同号ウ(ウ)の次に次のように加える。

- (エ) 共用部分（当該評価方法が基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準による評価方法で、かつ、当該住宅部分の一次エネルギー消費量モデル住宅（同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅をいう。）の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第1号の数値としたものに限る。）
- a 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 41,000 円
 - b 同
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 62,000 円
 - c 同
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 81,000 円
 - d 同
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 93,000 円
 - e 同
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 110,000 円
 - f 同
25,000平方メートル以上のとき。 120,000 円

第2条第179号イ中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第76号、第

77号及び第179号イの改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
。

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第4号

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例

横浜市印鑑条例（昭和52年3月横浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第5号

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例

横浜市区民文化センター条例（平成5年3月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

横浜市瀬谷区民文化センター	横浜市瀬谷区
---------------	--------

別表第1に次のように加える。

横浜市瀬谷区民文化センター	ギャラリー、音楽多目的室、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
---------------	-------------------------	--------

別表第2に次のように加える。

横浜市瀬谷区民文化センター指定 管理者選定評価委員会	横浜市瀬谷区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
-------------------------------	----------------------------------------------------------------------

別表第3に次のように加える。

横浜市瀬谷区民文化センター	ギャラリー	入場料等を徴収しない場合	1日につき	7,900		
		入場料等を徴収する場合	同	11,800		
	音楽多目的室	入場料等を徴収しない場合	同	15,000	18,000	
		入場料等を徴収する場合	同	25,500	30,000	
	練習室		同	5,400		
	会議室		同	3,200		
	楽屋		同	3,300		
	附帯設備		1式又は1台、1日につき	8,000		

附 則

（施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第2の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

- この条例による改正後の横浜市区民文化センター条例の規定に基づく横浜市瀬谷区民文化センターを供用するために必要な行為

は、この条例の施行前においても行うことができる。

横浜市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第6号

横浜市保育所条例の一部を改正する条例

横浜市保育所条例（昭和26年3月横浜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第5条から第8条までを削り、第9条を第5条とし、第10条を第6条とする。

別表第1中

「

横浜市かながわ保育園
横浜市神大寺保育園

を

」

「

横浜市神大寺保育園

に、

」

「

横浜市滝頭保育園
横浜市東滝頭保育園

を

」

「

横浜市東滝頭保育園

に、

」

「

横浜市金沢さくら保育園
横浜市金沢八景保育園

を

」

「

横浜市金沢さくら保育園

に、

」

「

横浜市荏田保育園
横浜市荏田北保育園

を

」

「

横浜市荏田保育園

に、

」

「

横浜市大熊保育園
横浜市茅ヶ崎保育園

を
」
「

横浜市大熊保育園

に、
」
「

横浜市舞岡保育園
横浜市俣野保育園

を
」
「

横浜市舞岡保育園

に改め、同表を別表とする。
」

別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第7号

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第42条第7号中「イからクまで」を「次」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）」に、「耐火建築物又は」を「耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（）」に、「準耐火建築物（）」を「準耐火建築物をいい、」に改め、「除く。）」の次に「（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第8号

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項ただし書中「第42条第7号イからクまで」を「第42条第7号」に改める。

第14条第1項の表中

「

耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
---------------------------------------	-------

を

」

「

耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2の耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3の準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2の耐火建築物
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------

に改める。

」

附則第4項中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第9号

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「代替保育の提供」を「前項第2号」に改め、「要件」の次に「の全て」を加え、「前項第2号」を「同号」に改め、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の規定により第1項第3号の規定を適用しないこととされた家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを、同号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者が設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第46条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（以下「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項（ただし書、第1号及び第2号を除く。）の規定にかかわらず、同項第3号に係る連携施設を確保しないことができる。

附則第5項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、「連携協力を行う」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第10号

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「この項、第19条及び第36条第3項において」を削る。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

第35条第3項中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第3項中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう。」及び「小規模保育事業B型をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条中第4項を第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、」を「（」に改め、「もの」の次に「に限る。以下「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」を加え、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（以下「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項（ただし書、第1号及び第2号を除く。）の規定にかかわらず、同項第3号に係る連携施設を確保しないことができる。

第42条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による前項第2号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、同号の規定を適用しないこ

とができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようとするための措置が講じられていること。

3 前項の規定により第1項第2号の規定を適用しないこととされた特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を同項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（以下「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等又は事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の規定により第1項第3号の規定を適用しないこととされた特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを、同号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者が設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、保育を必要とする乳児・幼児（同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。）の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第50条中「この項、第19条及び第36条第3項」を削り、「及び第19条」の次に「において」を加える。

第51条第3項中「第50条」を「前条」に改める。

第52条第3項中「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に改める。

附則第5項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型

事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改め、「連携協力を行う」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市福祉授産所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第11号

横浜市福祉授産所条例の一部を改正する条例

横浜市福祉授産所条例（昭和45年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表横浜市中福祉授産所の項及び横浜市港北福祉授産所の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第12号

横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部を改正する
条例

横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成15年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第13号

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年3月横浜市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

第10条第2号中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改める。

第17条第1項ただし書中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改める。

第20条第1項中「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

横浜市スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第14号

横浜市スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例

横浜市スポーツ医科学センター条例（平成9年10月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第15号

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「第112条第17項、第18項第2号、第19項及び第20項」を「第112条第18項本文、第19項第2号、第20項及び第21項」に改める。

第23条の4第1項第1号イ(イ)中「第112条第10項」を「第112条第11項」に、「同条第13項各号」を「同条第14項各号」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第18項第2号」を「同条第19項第2号」に改める。

第29条第3項中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改める。

第53条の6第2項中「第112条第19項」を「第112条第20項」に改める。

第53条の8中「第112条第17項」を「第112条第18項本文」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業施行条例及び横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第16号

横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業施行条例及び横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

(横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第1条 横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業施行条例(平成27年6月横浜市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第24条第5項中「に規定する換地処分を公告を行った」を「の規定による公告があった」に改め、同項ただし書中「年6パーセントを」を「同項の規定による公告があった日の翌日における法定利率を」に、「年6パーセントと」を「当該法定利率と」に改める。

(横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第2条 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例(平成28年12月横浜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第24条第5項中「に規定する換地処分を公告を行った」を「の規定による公告があった」に改め、同項ただし書中「年6パーセントを」を「同項の規定による公告があった日の翌日における法定利率を」に、「年6パーセントと」を「当該法定利率と」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月3日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第17号

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項を次のように改める。

委員会は、これを傍聴することができる。

第13条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第13条の次に次の1条を加える。

（秘密会）

第13条の2 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

附 則

この条例は、令和2年5月25日から施行する。